

発議第3号

軽度・中等度聴覚障がい児の補聴器購入助成制度の改善を求める意見書

【議案提出担当課：議会事務局】

軽度・中等度難聴児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題を有しています。軽度・中等度という言葉であっても、深刻でないとは言えません。

軽度・中等度難聴児の補聴器購入助成制度は、国としては確立しておらず、各自治体の努力により支援されています。一方で、障害者総合支援法では自己負担割合がおおむね1割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度・中等度難聴児については療育者の費用負担が大きいと言えます。

奈良県における補聴器購入助成制度については、対象児童となる要件のうち、「両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満である者」という文言は、本来制度の対象となる一側性難聴は対象外と受け取られ、必要な支援が届かない場合が考えられます。

また、補聴器を装用するためには補聴器とは別に耳あて等(耳あて、耳穴型シェル)が必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期においては、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の頻度で作り直しが必要とされています。加えて、昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部にさびが発生し不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっています。

さらに、クロス補聴器は、特に言語習得期の幼児期や、小・中・高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の一側性難聴児童・生徒にとって有用な機器とされていますが、現在、助成対象に含まれておりません。

身体障害者手帳のない軽度・中等度難聴にも障害者総合支援法のルールを拡大し、障害程度による差や地域差がないように、全国で統一した支援制度を適用すべきです。

奈良県においては、国に対して、統一した支援制度を求めるとともに、聴覚障がいを持つ児童・生徒、その保護者にとって負担なく安心して過ごせるよう補聴器購入助成制度の改善をしていただきたく以下のとおり要望します。

記

- 1 補聴器購入助成制度の対象者について、記載内容を一側性難聴についても対象となる場合があることを明記すること。
- 2 購入助成対象の項目に補聴器を装用するための耳あて等や、補聴器の修理費を含めること。
- 3 クロス補聴器を購入助成対象とすること。
- 4 助成対象の要件から所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月18日

奈良県斑鳩町議会